

頑張るハタチの若者を応援

筑西Cityからの
おしらせ

筑西の「おいしい」を贈ります

勉学や仕事を頑張る 20 歳の若者に、本市の地産品などを贈ります。昨年度、ちくせい若者支援便を申し込んだ人も申請できますので、ぜひご活用ください。

【申】【問】 地方創生課（本庁 4 階） ☎ 22-0500



対象者

全ての要件に該当する人が対象です（下記は要件の一部です）。
※詳しい要件は、ホームページをご覧ください。

- ① 令和 6 年度に満 20 歳に到達する人
- ② 次のいずれかに該当する人
 - ・本市に居住する人
 - ・過去に本市に居住し、市外に居住する人で、現在も養育者が本市に居住している人

申込 期限・方法

ホームページから、いばらき電子申請・届出サービスで

12月1日（日）～ 令和 7 年 1月31日（金）

えらべる 2 種類のセット



下館ラーメン／館最中／メロン
ぱんじゅう／筑西市産コシヒカリ
／米粉カレー／コシヒカリ
煎／筑西市産干し芋／クランチ
チョコ

クラフトサイダー／ドライアップ
ル／バターどら焼き／筑西市産コ
シヒカリ／米粉カレー／コシヒカ
リ煎／筑西市産干し芋／クランチ
チョコ



筑西の「おいしい」をお届けします

筑西市の若者を支援

奨学金の返還を支援します

奨学金の返還をしながら働く若者を応援し、経済的不安を軽減するため「奨学金返還支援助成金」を助成します。

【申】【問】 地方創生課（本庁 4 階） ☎ 22-0500



対象者

全ての要件に該当する人が対象です（下記は要件の一部です）。
詳しくはホームページをご覧ください。

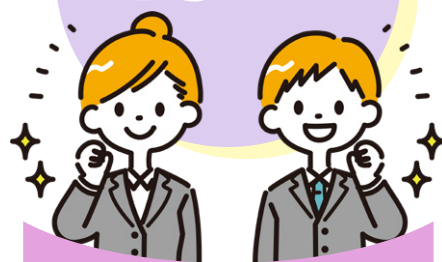
- ① 助成対象の奨学金を利用して大学などを卒業した人
- ② 令和 7 年 3 月 31 日現在において満 30 歳以下の人
- ③ 令和 7 年 1 月 1 日現在において筑西市に住民登録がある人
- ④ 次のいずれかに該当する人（就業先の所在地は不問）
 - ・常時雇用者
 - ・個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者

対象期間

市内に居住していた期間分（月単位）が対象です。

令和 7 年 1 月 1 日を基準日とし、令和 6 年 1 月から 12 月に支払った奨学金返還金が対象です。

年間最大
18 万円



筑西で暮らす若者を支援

申込期限・方法

令和
7 年

**1月6日（月）
～ 2月28日（金）**

必要書類を地方創生課窓口へ持参してください。

安心・安全な医療を提供するためのお願い

現在、医師の長時間労働による健康被害が社会問題になっています。医師の健康を確保し、地域の人々へ良質な医療を提供し続けるため、次の3つの取組みにご協力をお願いします。

【問】西部メディカルセンター ☎ 24-9111 (代表)



将来にわたって持続可能な医療体制を維持していくために、ご協力をお願いします。

診療時間内に

病状説明や治療方針の説明を受ける場合は、平日の診療時間内をお願いします。

※夜間・休日はご遠慮ください。

【診療時間】 平日のみ
8時30分～17時15分



チーム医療

医師の業務を軽減するため、医師が行っていた業務を、それぞれの専門職がチームとして実施し、患者さんに提供する医療の質の向上に取り組んでいます。



2人主治医制

普段の診療を行う地域の「かかりつけ医」と、検査や入院時に診療に当たる当院の医師とが連携して、継続的な治療を行う「2人主治医制」の推進にご協力をお願いします。



12/2(月)～茨城県で運用開始

救急車の適正な利用を

救急車の
有料化ではありません



緊急性がない救急搬送に選定療養費がかかります

県では、重篤な救急患者の受け入れなど大病院が本来の役割を果たし、救急医療体制を維持できるよう、**救急搬送時に緊急性が認められない場合**に、対象病院において選定療養費の徴収を始めます。救急車の適正な利用をお願いします。

【問】県医療政策課 ☎ 029-301-2689



■対象病院 病床200以上の県内22病院が対象

- ・市内 西部メディカルセンター
- ・つくば市 筑波大学附属病院／筑波メディカルセンター病院／筑波記念病院／筑波学園病院

■明らかに緊急性が認められない症状(例)

- ・軽い切り傷のみ
- ・軽い擦り傷のみ など

診断時に軽症でも救急車要請時に緊急性が認められる場合は、**選定療養費はかかりません。**

例) 熱中症、小児の熱性けいれん、てんかん発作 など

命に関わるような緊急時は、**迷わず救急車を呼んでください。**



救急車を呼ぶか迷ったら、救急電話相談へ電話してください。

茨城県 **救急電話相談** 24時間365日／相談無料

おとな(15歳以上)

7 1 1 9

子ども(15歳未満)

8 0 0 0

繋がらない場合 ☎ 050-5445-2856